

『銀行業務検定試験 公式テキスト 法務3級 2019年6月・10月受験用』
補遺

標記書籍におきまして、本年7月1日施行の相続法改正（民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律／平成30年法律第72号）に伴い内容に変更が生じたので、下記のとおり修正してお読みいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

・44頁 7行目の下に以下の文を挿入

また、2019年7月1日施行の相続法改正により相続預貯金の払戻し制度が創設され、各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権について一定額（相続開始時の預貯金額の3分の1に法定相続分を乗じた額。ただし一金融機関あたり150万円を上限とする）までは他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができることとなった。

以上